

希望退職に関する協定

株式会社ブレイン工業とブレイン労働組合とは、希望退職に関し、次のとおり協定する。

記

1. 目的

昨今厳しい環境により経営が悪化しているため、退職者を募集することによって人員を削減し経営力を強化する。

2. 募集人員

20人

3. 募集対象者

平成〇年〇月〇日現在で50歳以上の者。ただし、会社が業務上特に必要と認めるものは除く。

4. 募集期間

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで

5. 応募手続き

退職希望者は、所定の希望退職申請書を所属長を経由して会社へ提出する。

6. 退職日

平成〇年〇月〇日

ただし、やむをえない事情がある場合はそれ以外の日の退職も認める。

7. 退職条件

会社は、退職希望者に対して、次の措置を講じる。

(1) 退職金の特別加算

年齢の区分に応じ、退職金の特別加算を行う。年齢は、平成〇年〇月〇日現在のものとする。

年齢	特別加算額
50～55歳	会社都合退職金の30%相当額
56～58歳	会社都合退職金の20%相当額
59歳	会社都合退職金の10%相当額

(2) 年次有給休暇の買上げ

退職日現在において未取得の年次有給休暇を次の単価で買い上げる。

買上価格（1日）＝本人の基本給÷22日

8. その他

(1) 希望退職に応じるか否かは、本人の自由とし、会社は執拗な退職勧奨は行わない。

(2) 募集期間の途中で退職希望者数が予定人数に達したときは、その時点で募集を打ち切る。

(3) 退職希望者数に予定人数に達しなかったときは、会社が追加募集を行うことを組合は認める。

(4) 会社は、退職金を退職日以降1週間以内に支払う。

(5) 組合は、会社の経営再建に全面的に協力する。

平成○年○月○日

株式会社ブレイン工業

取締役社長 ○○ ○○

ブレイン労働組合

執行委員長 ○○ ○○